

子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度の背景

I 現状

- 1 急速な少子化の進行(平成 23 年合計特殊出生率 1.39 人)
- 2 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 3 子ども・子育て支援が質・量とも不足
- 4 子育ての孤立感と負担感の増加
- 5 深刻な待機児童問題
- 6 放課後児童クラブの不足
- 7 子育て支援制度の制度・財源の縦割り
- 8 地域の実情に応じた提供対策が不十分

II 課題と対応

- 1 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - (1) 待機児童の解消
 - (2) 地域の保育を支援
 - (3) 教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て関連 3 法の趣旨と改正ポイント

I 3 法の趣旨

保護者が子育てについての一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

※ 3 法とは

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法一部改正法」及び「整備法」(子ども・子育て支援法及び認定こども園法一部改正法の施行に伴い、児童福祉法等関係法律の規定の整備及び所要の経過措置を行うもの)

Ⅱ 主な改正ポイント(平成 27 年 4 月施行予定)

1 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設

☞ 保育園はどうなるのか?

保育園については、これまでどおり市町村と利用者(保護者)が契約し、私立保育園に対しては委託費を支払うこととなる。また、その際、保育料も市町村が徴収する。

ただし、市町村において「保育を要する・要しない」の認定を受けることとなる。

☞ 幼稚園はどうなるのか?

幼稚園は、次の選択をすることとなる。

- 1 認定こども園に移行して、施設型給付を受ける。
- 2 幼稚園のままで、施設型給付を受ける。
- 3 幼稚園のままで、これまでどおり私学助成(運営費補助)及び幼稚園就園奨励費を受ける。

☞ 施設型給付とは?

幼稚園及び認定こども園はこれまで、私学助成、幼稚園就園奨励費、保育料等で運営されてきた。新制度では、上記 1 及び 2 の場合には、私学助成及び幼稚園奨励費に代わり施設型給付が支給される。

なお、上記 2 の幼稚園で実施されている「預かり保育」については、施設型給付の対象にならない。この場合、地域子ども・子育て支援事業である「一時預かり事業」に移行することとなるが、市町村が一時預かり事業を行わない場合には、過渡度的な措置として、これまでどおり私学助成の支給については現在検討が進められている。

☞ 利用者の負担はどうなるのか?

新制度における利用者負担は、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行の利用者負担の水準、利用者の世帯所得等に応じた負担(応能負担)を基本として、国の定める上限額の範囲内で地域の実情に応じて市町村が定める。

☞ 地域型保育事業とは？

幼稚園、認定こども園、保育所に加え、新たに次の事業を市町村の認可による事業として、0歳から2歳児を対象に実施する。

- 1 小規模保育 ⇒ 利用定員6人以上19人以下
- 2 家庭的保育 ⇒ 利用定員5人以下
- 3 居宅訪問型保育
- 4 事業所内保育 ⇒ 主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。

2 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善)

- (1) 認可・指導監督の一本化
- (2) 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に推進
- (3) 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
⇒ 株式会社の参入は不可

3 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

☞ 地域子ども・子育て支援事業(13の事業が法定化)

(1)利用者支援【新規】

- 住民の身近な場所(子育て支援拠点等)において、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。【例：横浜市保育コンシェルジュ】

(2)地域子育て支援拠点事業

(3)一時預かり事業

(4)乳児家庭全戸訪問事業

(5)養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

(6)ファミリー・サポート・センター事業

(7)子育て短期支援事業

(8)延長保育事業

(9)病児・病後児保育事業

(10)放課後児童育成クラブ(利用対象者を小学校3年生から6年生に引き上げ)

(11)妊婦健診

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

- 世帯の所得の状況その他事情を勘案して、市町村が定める支給

認定者が、支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用等の全部又は一部を助成する。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進する事業【新規】

- 多様な事業者の活力を利用した特定教育・保育施設の設置又は運営を促進するための事業

4 子ども・子育て支援事業計画の策定等

- ☞ 市町村は地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定、給付・事業を実施（基礎自治体(市町村)が実施主体）

5 社会全体による費用負担

- ☞ 消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
消費税引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円の追加財源が必要。

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>1 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付</p>	<p>1 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等</p>
<p>※私立保育園については、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う</p>	<p>2 延長保育事業、病児・病後児保育事業</p>
<p>2 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</p>	<p>3 放課後児童クラブ</p>
<p>3 児童手当</p>	<p>4 妊婦健診</p>

Ⅲ 新制度における利用の流れ

1 保育の必要性の認定と利用施設

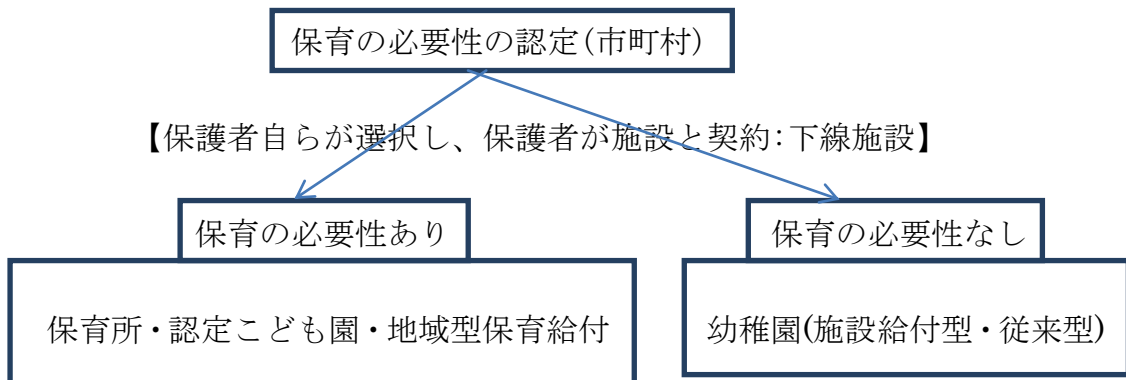
市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組み

- ☞ 1号認定こども ⇒ 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要なし) の就学前の子ども
 - 幼稚園(施設給付型)、幼稚園(従来型)、認定こども園(施設給付型)を利用

- ☞ 2号認定子ども ⇒ 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
 - 認定こども園(施設給付型)、保育所を利用

- ☞ 3号認定子ども ⇒ 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
 - 認定こども園(施設給付型)、保育所、地域型保育給付事業(地域型保育給付)を利用

2 本制度における行政が関与した利用手続き



※ 私立保育園については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払う。保育料についても市町村が徴収する。

- 当面の間、保育を必要とする子どものすべての施設・事業の利用について、市町村が利用調整を行う。

3 市町村による関与について

【保育の必要性の認定を受けない子ども】

- (1) 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- (2) 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて利用可能な施設・事業者等をあっせん等する。

【保育の必要性の認定を受けた子ども】

- (1) 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭広く情報提供し、相談に対応する。
- (2) 市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの申し込みを受け、次のような対応を行う。

- ☞ 保育所での保育については、従来と同様の利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
- ☞ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
- ☞ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

【市町村による措置】

- (1) 保育の利用が必要と判断されたにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する。(措置による入所・利用)
- (2) 上記の場合以外で、(1)のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は当該保護者の子どもについて、施設・事業者に対して措置することができる。

IV 施設型給付等に係る公定価格及び利用者負担の設定について

1 概要

- (1) 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「**施設型給付**」及び小規模保育等に対する「**地域型保育給付**」を創設し、市町村の確認を得た施設・事業の利用にあたって財政支援を保障していくこととしている。
(私立保育園については、委託費として支払う。)
- (2) 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を基準として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額とされる。

2 公定価格

公定価格とは、特定教育・保育に通常要する費用として国が示す額を指し、市町村から代理受領する施設型給付費の部分と園が保護者から直接徴収する利用者負担の部分に分けられる。

利用者負担の額は、国が示した上限額の範囲内で世帯所得等を勘案して市町村が定める額を指し、施設型給付費の額は、公定価格から利用者負担額を控除して得た額となる。

施設型給付費の額は、①保育を必要とする子ども(2・3号認定子ども)の就労時間利用と、②教育のみの子ども(1号認定子ども)の標準教育時間利用に関する経過措置の規定により算出される。

【①2・3号認定こどもの施設給付費の費用負担】

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

【②1号認定こどもの施設給付費の費用負担】

幼稚園(施設型給付を受けるもの)又は認定こども園において教育のみの子ども(1号認定子ども)の標準教育時間利用に係る施設型給付を受ける場合、支給される給付費の額は、経過措置(附則9条)の規定により、「全国統一費用部分」+「地方単独費用部分」の合計額となる。

- 私学助成が都道府県によりばらつきがあり、統一が困難なため
- 全国統一費用部分【費用負担国：1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4】
 - ⇒ 国庫負担対象額(現行の私学助成国庫負担額を参照)－利用者負担
- 地方単独費用部分
 - ⇒ 公定価格－国庫負担対象額

(1) 公定価格の構造

公定価格は、「認定の区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域等」を勘案して、算定する教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案し内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額となっている。

(2) 給付費等の種類と基本的な考え方

給付費等については、教育、保育を提供する施設・事業類型、各認定区分に応じて、次の通り設定していくことが必要となる。

施設型給付費	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)を利用する1号認定子ども～3号認定子どもに対応 ☞認定こども園を利用する1号～3号認定子どもに対する給付費 ☞幼稚園を利用する1号認定子どもに対する給付費 ☞保育所(公立施設)を利用する2号・3号認定子どもに対する給付費
特例施設型給付費	緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がないなどの場合など、市町村が必要と認める場合に対応 ☞認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合などの給付費
地域型保育給付費	3号認定子どもに対応 ☞特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもに対する給付費
特例地域型保育給付費	緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がないなどの場合など、市町村が必要と認める場合に対応 ☞認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合などの給付費

その上で、2号認定子ども、3号認定子どもについては、「保育の必要量」において2区分(長時間、短時間)を設け、これに対応する公定価格を設定することが必要。

【参考】保育の必要量

長時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間開所時間の相応相当

短時間：主にパートタイムの就労を想定

(3) 公定価格設定の基本的な考え方

価格設定等について、次の考え方を基本として設定する。

【価格設定】

- ① 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準とし、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等の相応する費用を算定する。
- ② 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- ③ 子どもの年齢及び人員に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。

※休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

【支払方法】

各月初日の在籍児童数を基本として、毎月給付する。

3 利用者負担

(1) 利用者負担の構造

利用者負担の額は、「政令で定める額」を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他事情を勘案して市町村が定める額、となっている。

(2) 利用者負担の基本的な考え方

新制度における利用者負担は、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定めることとされており、「基本制度」では、次の考え方を基本に設定することとされている。

☞ 基本構造

各所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額の負担を設定する。

☞ **保育の必要性の認定を受けた子どもの場合**

- ① 現行の保育制度の利用負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。
- ② 満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていることや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担のあり方との整合性を考慮し、一定階層以上については、一律の負担とする。
- ③ 新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は**市町村民税額**を基に行う。
- ④ 同一世帯の複数の子どもが保育等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。
- ⑤ 家庭的保育、小規模保育等の多様な保育に係る利用者負担についても、同様の整理を基本とする。

☞ **保育の必要性の認定を受けない子どもの場合**

- ⑥ 現行の幼稚園制度の利用負担の水準を基本とする。なお、一定の要件の下で上乗せ徴収を認める。
- ⑦ その上で、長時間利用の子どもの利用者負担の考え方との関係については、引き続き整理する。

V 地域型保育事業の概要

1 基本的な制度設計

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 小規模保育(利用定員6人以上19人以下)(2) 家庭的保育(利用定員5人以下)(3) 居宅訪問型保育(4) 事業所内保育(主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

☞ 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- ☞ 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
- ☞ 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公的価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

2 本制度における利用者負担について

- ☞ 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。
※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を定めることはできない。
※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。
- ☞ 利用者負担の水準については、財政のあり方と合わせて、制度施行までに検討する。

3 地域型保育事業の認可基準について

【概要】

- (1) 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ☞ 社会福祉法人・学校法人以外の者の対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - ☞ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需要調整が必要な場合を除き、認可するものとする。(保育所に関する認可制度と同様)
- (2) 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が**条例**として策定する必要がある。
- (3) **国が定める基準**については、
 - ☞ 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密

の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「**従うべき基準**」とする。

それ以外の事項については、「**参酌すべき基準**」とする。

- ☞ 特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

- (4) 家庭的保育事業に関しては、従来の実施基準を踏まえて基準を策定することとした上で、その他の事業については、地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要となる。

その際、認可基準において求める水準(=コスト)は、別途、議論することになる地域型保育給付の公定価格ともリンクすることを念頭に置くことが必要。

4 認可基準設定について

【職員の資格・員数(従うべき基準)】

(1) 現行制度

- ☞ 認可保育所

保育士を原則とした上で、0歳児に対し3:1、1・2歳児に対し6:1の配置を求めている。

※乳児6人以上を受け入れている場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことが可能。

- ☞ 家庭的保育

家庭的保育者を①保育士又は②市町村が行う研修を修了した保育士以外の者、とした上で、すべての年齢に対し3:1(補助者1名を配置する場合、5人までの保育が可能)の配置を求めている。

- ☞ 認可外保育施設

保育に従事する職員の概ね3分の1以上が保育士又は看護師であることを求めた上で、職員数については、保育所と同様の配置を求めている。

- ☞ グループ型小規模保育

複数(3ユニット以内)の家庭的保育により構成することを求めている。保育者については、家庭的保育と同様。

☞ 事業所内保育施設

原則として、認可外保育施設の指導監督基準の適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、認可保育所と同様、保育士を原則とし、0歳児に対し3:1、1・2歳児に対し6:1の配置を求めている。

【面積基準(参酌標準)】

(1) 現行制度

☞ 認可保育所

乳児室は1人当たり1.65㎡以上、ほふく室は1人当たり3.3㎡以上、2歳児の保育室は1人当たり1.98㎡以上を求めている。

☞ 家庭的保育

児童の年齢にかかわらず1人当たり3.3㎡以上を求めている。

☞ 認可外保育施設

保育室として1人当たり1.65㎡以上を求めている。

☞ グループ型小規模保育

家庭的保育と同じ

☞ 事業所内保育施設

原則として認可外保育施設の指導監督基準の適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、2歳以上児の保育室は1人当たり1.98㎡以上を求めている。

5 事業所内保育施設における地域の子どもの受入

児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育施設については、従業員の子どもに加えて、地域の子どもを受け入れる必要があるが(地域枠)、どの程度の子どもを受け入れることを求めることとするのか。

※ 現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(平成24年10月31日前に助成金の認定施設を行った施設は、「自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象)

- ※ 病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員の子どもに限定している。
- ※ 介護保険施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用の支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。
- ※ 地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(地域型保育給付)の対象とならないが、引き続き施設として継続することは可能。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

1 確認主体について

- (1) 給付の実施主体である市町村(基礎自治体)が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- (2) 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- (3) 施行の際に、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

2 対象施設・事業について

(1) 法人格

- ① 教育・保育施設は、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。(現に認可を受けているものを除く。)
- ② 地域型保育事業者については、法人でない場合も対象

(2) 基準の遵守

- ① 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていること。
- ② 国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を市町村が条例で定める。
- ③ 運営基準遵守のため、市町村が指導監督を行う。(立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等)

(3) 辞退

- ① 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3か月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ② 施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

現行の各事業の主な基準比較表

		認可保育所	認可外保育所	事業所内保育施設 雇用保険対象施設	家庭的保育	幼稚園
職員	資格	保育士	保育に従事する職員の概ね3分の1以上が保育士又は看護師	保育士	家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識経験を有すると認められる者)	幼稚園教諭
	員数	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	保育所と同様	保育所と同様	乳幼児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)	1学級に1人以上 ※1学級 35人以下
施設	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人 1.65㎡ ほふく室 1人 3.3㎡ 2歳児以上 1人 1.98㎡	1人 1.65㎡	0歳・1歳 乳児室 1人 1.65㎡ 2歳以上 保育室 1人 1.98㎡	9.9㎡(1人 3.3㎡) 3人を超える場合、1人につき 3.3㎡追加	1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき 100㎡増 ※1学級 35人以下
	屋外遊技場	2歳以上 1人 3.3㎡ (付近の代替場所含む)			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭	1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき 80㎡増
	調理室	必置	必置(外部搬入の場合は調理機能)	必置(外部搬入の場合は調理機能)	調整設備	努力義務
処遇安全	給食	自園調理(3歳以上は一定の要件の下で外部搬入可)	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	
	建物構造	耐火・準耐火構造物 2方向性避難経路の確保	原則、保育所と同様	保育所と同様		原則、2階建て以下

VI 幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得について

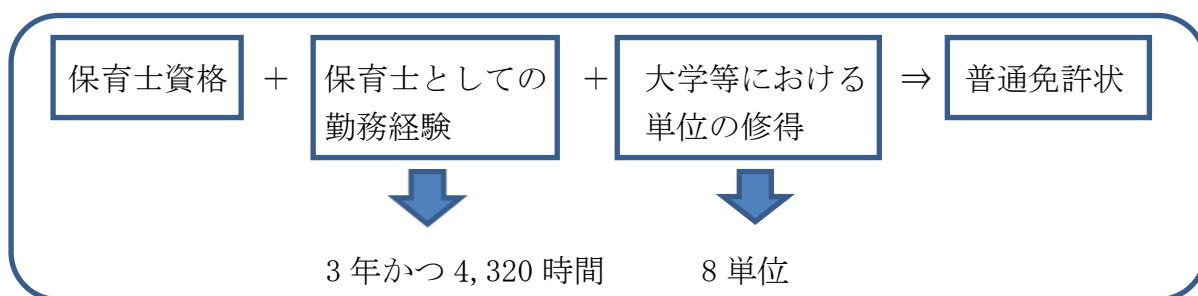
「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許を有していることを原則としている。

- ☞ 幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。
- ☞ 改正認定こども園法では、施行後5年間は「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。
- ☞ 経過措置期間中に、保育所又は幼稚園における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進する。

1 幼稚園教諭免許取得の特例について

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。※ 保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

【今回の特例措置】

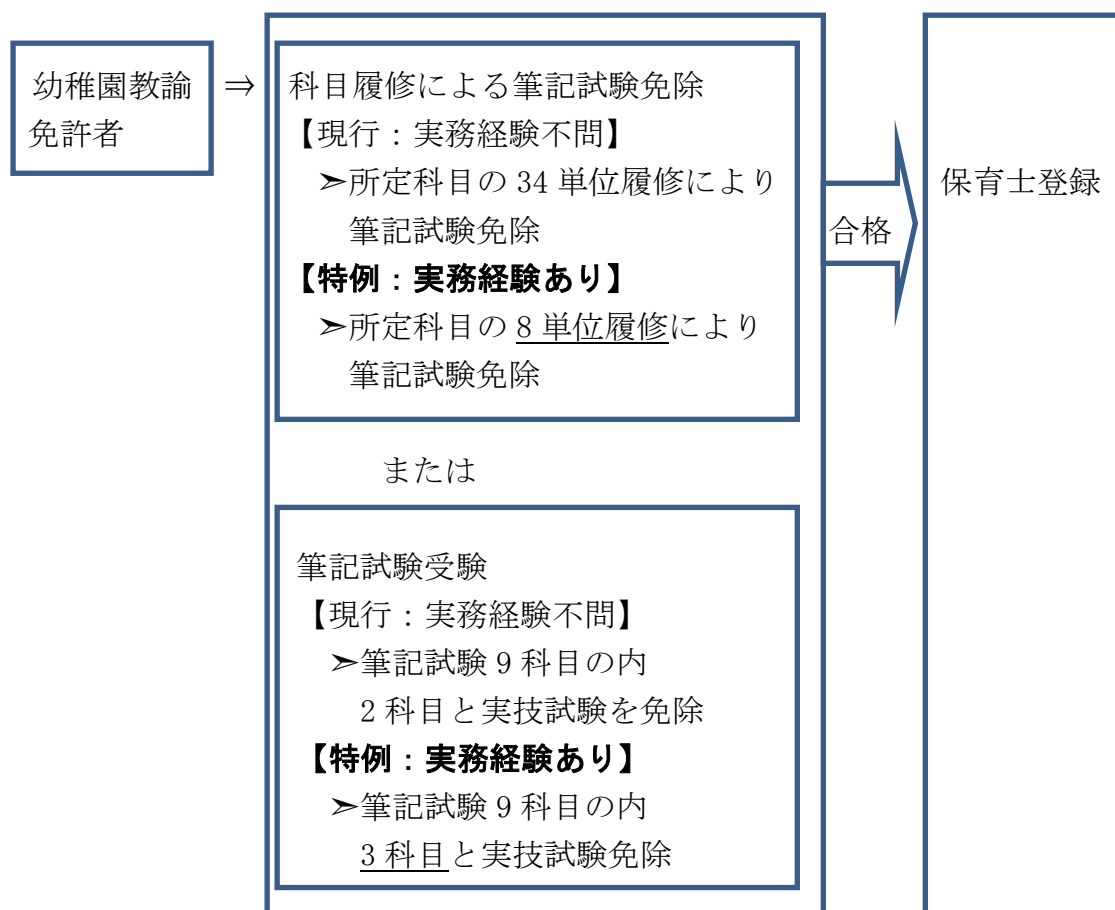


① 8単位の内訳

教職の意義及び教員の役割・教員の職務内容	2単位
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2単位
教員過程の意義及び編成の方法	1単位
保育内容の指導法、教育の方法及び技術	2単位
幼児理解の理論及び方法	1単位

2 保育士資格取得の特例について

幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭免許の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。※幼稚園に勤務する幼稚園教諭の保育士資格併有状況:75%



- 特例適用には、3 年かつ 4,320 時間の勤務経験が必要
- 科目履修による筆記試験免除【特例:実務経験あり】の履修科目 8 単位
福祉と養護(2 単位)、保健と食と栄養(2 単位)、乳児保育(2 単位)、相談支援(2 単位)
- 筆記試験受験【特例：実務経験あり】の履修免除 3 科目
教育原理、保育の心理学、保育実習理論

潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

1 保育士確保施策

- ③ 保育士養成施設新規卒業者の確保
- ④ 保育士の就業継続支援
- ⑤ 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- ⑥ 潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う。
- ⑦ 職員用宿舍借り上げ支援

2 保育士の資格取得と継続雇用の支援

- (1) 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
 - 認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。
- (2) 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
 - 保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な就学資金の貸付を行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)

3 保育士の処遇改善

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

Ⅶ 春日井市子ども・子育て支援対策協議会の関わり

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況について調査審議する。

- ☞ 教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める場合
- ☞ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更する場合

1 子ども・子育て支援事業計画の策定

	教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
ニーズ調査	教育・保育のニーズの把握 (区分・区域・年度毎の量の見込み)	支援事業のニーズの把握 (区分・区域・年度毎の量の見込み)
事業計画	1 施設型給付の対象となる 教育・保育施設の必要利用定員総 数の決定	
	2 地域型保育給付の対象となる 地域型保育事業の必要利用定員 総数の決定	
	3 確保の内容と実施時期を計画	1 確保の内容と実施時期を計画
認可基準	1 地域型保育事業の設備及び運営 に関する基準の策定 ☞ 地域型保育事業の認可	
確認基準	1 特定教育・保育施設の運営に関 する基準の策定 2 特定地域型保育事業の運営に関 する基準の策定	1 放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準
認定基準	1 各種保育の必要性の認定に関す る基準 ☞ 保育の必要性を認定	
施設への支 払	1 保育に係る費用・利用者負担等 の基準の策定 ☞ 施設型給付 ☞ 地域型保育給付 ☞ 委託料(私立保育園)	